平成２２年（フ）第１６９号
広島県福山市駅家町大字向永谷116番地９
債務者　村上　　巧
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２９１号
青森市富田１丁目12番47号
債務者　小野　廣子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０７３号
名古屋市港区高木町１丁目33番地　レジデンス光和Ⅲ302号
債務者　平松　玲子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３７０号
名古屋市港区野跡４丁目１番１―1107号　みなと荘
債務者　増田　　厚
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２号
熊本県玉名郡長洲町大字腹赤1028番地
債務者　中満　美幸
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第３５号
熊本県荒尾市桜山町１丁目16番10号２
債務者　中川　裕治
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第４１号
熊本県荒尾市荒尾919番地14レオパレスセジュールカーサドゥ206号
債務者　嶋村　弘美
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第３０９号
熊本市龍田２丁目15番119―305号
債務者　藤本　好二
1　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３８１号
栃木県那須塩原市石林736番地４
債務者　八木沢　博
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３８３号
栃木県宇都宮市野沢町60番地48　インターヒルズⅡのざわ105、前住所茨城県結城郡八千代町大字栗山242番地10
債務者　国松　真次
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３９８号
栃木県真岡市高勢町２丁目83番地１　高松住宅Ｃ号棟、前住所栃木県河内郡上三川町しらさぎ３丁目37番地３　ライフステージしらさぎ201
債務者　佐藤　　知
1　決定年月日時　平成22年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４０６号
栃木県鹿沼市西茂呂３丁目13番地７、前住所栃木県鹿沼市下沢1100番地２
債務者　斎藤　一枝
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４０７号
栃木県宇都宮市若草４丁目10番24号　ドミール吉田Ｂ―101
債務者　小野　藤雄
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４０８号
栃木県那須塩原市東三島３丁目43番地12　コーポ三村103号、前住所栃木県下野市国分寺1943番地９
債務者　近藤　孝男
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４０９号
栃木県那須塩原市東三島３丁目43番地12　コーポ三村103号、前住所栃木県下野市国分寺1943番地９
債務者　近藤マサ子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月23日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第４１０号
栃木県宇都宮市緑１丁目５番３号　サンワハイツ５―203号
債務者　齋藤　靖典
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係